

首都圏中央連絡自動車道 吉原高架橋(PC上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1		支保工下部の路盤整正、敷鉄板敷設等を要する場合には、設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
2		平板載荷試験の結果で、地耐力不足が確認された場合には設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
3	ヤード内	ヤード内の農業用水路等の防護等が生じた場合、設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
4	P13-A2	P13-A2の道路交差部に工事用進入路を設けることは可能でしょうか、そして実施した場合には設計変更の協議対象として良いでしょうか。	P13-A2の道路交差部への進入路の設置は不可とお考えください。
5		下部工事業者とのヤード使用の調整により、別途仮置き場を要する場合には、設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
6		供用しているBライン(内回り)への防護や養生が必要と考えましたが、実施する場合には設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
7		割掛表に記載されたコンクリート塞中養生の回数については、実施工程により回数が増減する場合には設計変更の協議対象として良いでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えいただこととなりますので、設計変更の対象とはなりません。
8		検査路昇降設備について参考図が添付されていますが、内訳や仕様が不明のため、追加工事として設計変更の協議対象として良いでしょうか。	検査路については特記仕様書25-1(7)に示すとおり設計図書の変更及び追加事項となります。

9		排水装置(排水管)について、詳細図が無く固定方法等が不明であるため協議対象として良いでしょうか。	排水装置については特記仕様書25-1(6)に示すとおり設計図書の変更及び追加事項となります。
10		排水装置(排水管)の流末処理について、樹や既設管への接続の記載が無いため無しと考えてよろしいでしょうか。	排水装置については特記仕様書25-1(6)に示すとおり設計図書の変更及び追加事項となります。
11		高欄施工時の外部足場については割掛表にも記載されていないかと思われます。必要な設備として設計変更の協議対象として良いでしょうか。	土木工事積算基準13-45ページ10.支保工に示すとおり、高欄施工時の外部足場については支保工に含まれるものとお考えください。
12		下部工事業者が整備するヤード工事(仮囲い・ゲート等)について、損料等の費用負担をする場合には設計変更の協議対象として良いでしょうか。	現地条件の変更などにより監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。
13		特記仕様書P8に記載された引渡し時期にずれが生じた場合には、施工方法・工期・工事費について協議対象として良いでしょうか。	その通りお考えください。
14		工程確保に向けた提案として、主桁主ケーブルの緊張位置の変更や壁高欄のプレキャスト化などの協議は可能でしょうか。	工程確保に向けた提案としての協議は不可とお考えください。